



スキー飯山の誇りを胸に 全国の舞台上で活躍



1月30日表敬訪問 (上) 全国高等学校スキー大会出場選手 (下) 全国中学校スキー大会出場選手

第68回全国高等学校スキー大会出場 2/7～2/12 秋田県鹿角市

- クロスカントリー競技**
- 【男子】 小林 皓生 (飯山2年)
六塚 琉良 (長野工業2年)
高島 侑希 (下高井農林1年)
【女子】 祖父江 凜 (飯山3年)
- アルペン競技**
- 【男子】 小林 啓将 (飯山3年)
【女子】 高橋和花菜 (長野俊英3年)
坂東 楓 (文化学園長野2年)

- ジャンプ競技**
- 【男子】 中村 愛斗 (飯山3年)
(以上、市在住関係選手)

- リレー競技**
- 飯山高校リレーチーム (男子・女子)
(選手・所属校(学年)・敬称略)

第56回全国中学校スキー大会出場 2/4～2/7 新潟県十日町市他

- クロスカントリー競技**
- 【男子】 吉越 敬介 (城北3年)
小笠原 舜 (城北3年)
松澤 柊斗 (城北3年)
川久保力生 (城北1年)
岡田 滉樹 (城南1年)
山崎 悠 (城南1年)
【女子】 丸山 夏乃 (城北3年)
佐藤 笑瑠 (城南1年)

- アルペン競技**
- 【男子】 平井 颯馬 (城北2年)
(選手・所属校(学年)・敬称略)

各選手の表敬訪問時には、市民の期待を込めた激励金が、副市長から手渡されました。



木の香り 木の温もり

～長野県森林づくり県民税活用事業～

飯山市子ども館「きらら」に県産材を使用したおもちゃを設置しました。

体育館に板積み木を広げると、小学生が早速寄つてきて「なちゅらの木と同じ匂い」「いい匂い」と遊び始めました。身長よりも高く積み上げると、らせん階段のような形にする子、ひとりでおしゃべりしながら遊ぶ子。着色もコーティングもない小さな板切れですが、子どもたちを惹きつけ子どもたちの想像力をどんどん引き出してくれます。

子育て支援センターには幼児用の積み木を設置しました。子ども達が、木の香りを嗅ぎながら遊んだり、お母さんたちが肌触りの良さを話してくれたらして、木の持つ魅力を遺憾なく発揮してくれています。

青少年指導者・育成者(団体)・善行者表彰の対象者募集について

飯山市青少年育成市民会議では、「青少年健全育成で功績のあつた個人や団体」、「特に顕著な善行を行った青少年」を毎年表彰しています。

該当される方もしくは団体がございましたら、市民会議構成団体または各地区活性化センターを通じて推薦をお願いします。被表彰者は市民会議の理事会で決定し、表彰式は6月上旬の予定です。

【推薦期間】
2月18日(月)～4月18日(木)

【表彰基準】
青少年健全育成のため、8年以上活動した指導者または団体で功績のあつたもの、および善行を行った青少年で、その行為が特に顕著であると認められるもの。なお推薦方法等の詳細は直接事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
市民学習支援課 社会教育係
☎62-3342



権 学習シリーズ

「法の先にある幸せを求めて」

飯山市立常盤小学校長 吉澤 秀

平成28年に「部落差別解消推進法」障がい者差別解消法「ヘイトスピーチ対策法」のいわゆる人権三法が施行されました。

これらの法律をはじめ、私たちは多くの法律によってがんじがらめになっています。がんじがらめと言うと窮屈に感じますが、実は、私たちはこれらの法律によって守られているのです。

運転免許証を持ち、毎日車を運転している方にとっては道路交通法が身近に感じられると思います。例えば制限速度(指定最高速度)を例に挙げて考えてみましょう。時速40km制限の道路標識のある道路は、時速40kmが最高速度と指定されているのでそれを超えて走るとはできません。しかし、制限速度を守りながら走ることで、歩行者やドライバー自身の安全が守られていると考えられるのです。

このように、法律というものは人々の幸せにつながるものなのです。法を守ることで、私たちは幸せを得ることができるのです。

そこで、先の人権三法について振り返ってみますと、それぞれ、部落差別は許されないものという認識のもと部落差別のない社会の実現を、全ての国民が障がいの有無に関係なく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を、外国出身者に対する不当な差別的言動の解消をめざす法律です。これらは、私たちが「差別をしてはならない」という当たり前のことをしてこなかった、できなかったからつくられた法律と言えます。改めて、憲法第13条「個人の尊重、幸福追求権」や同14条「法の下の平等」の条文が胸に突き刺さります。これら三法が、すべての人々の幸せにつながるものであることを願っています。

そのためには、法律をただの飾り物とするのではなく、法に則った行動をすることで法に息を吹き込まなければなりません。「差別を許さない」という気持ちを一層強め、より多くの人とつながることで、人権三法が不要となる社会の実現をめざしていきましょう。